

# 市民税・県民税の申告はお済みですか

申告期間は3月15日(金)までです。(土・日曜日は除く、ただし3月3日(日)は受付)

期間終了間際は会場が混雑するため、早めの申告をお願いします。

## ◎市民税・県民税の申告会場 会場…青木会館3階 大会議室

※申告者用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

時間…9:00～16:00

青木会館交通(バス)案内  
 ・川口駅東口7番乗り場  
 (川119)グリーンセンター経由戸塚安行駅ゆき  
 (川120)グリーンセンター経由東川口駅ゆき  
 ・川口駅東口8番乗り場  
 (川123)医療センター経由新井宿駅ゆき  
 ・川口駅東口9番乗り場  
 (川118)川口市立高校校庭由鳩ヶ谷公園住宅ゆき  
 ◇「青木会館入口」下車、徒歩3分

## ◎申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具

- 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)や地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類(明細書は事前に記入してください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(寄附金控除証明書など)

※原則書類は返却しません。控えが必要な場合は、事前にコピーしてから持参してください。

※会場は混雑するため、郵送での申告が便利です。

問い合わせ…市民税課 市民税第1～4係 ☎048-259-7634～6、7245 FAX048-259-4541

# 軽自動車などの廃車・名義変更の手続きは3月中に

軽自動車税は毎年4月1日に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有されているかたに課税されます。軽自動車などを廃棄処分したかた、盗難・紛失されたかた、譲渡したかた、市外に転出されたかたで、廃車・名義変更などの手続きを済ませていないかたは、3月29日(金)までに手続きしてください。

## ◎原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車の廃車・名義変更手続き 申請…本庁舎3階 市民税課3番窓口

◎原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車以外の車両は、以下の表を参照し、申請先へ確認してください。

	廃車	名義変更		
		旧所有者 廃車済	旧所有者が廃車していない	
			旧ナンバー:川口市	旧ナンバー:川口市以外
認印	必要	必要(新所有者)	必要(新所有者)	必要(新所有者)
標識(ナンバー)	必要	—	—	必要
標識交付証明書	必要	—	必要	必要
譲渡証明書※	—	必要	必要	必要
廃車申告受付書	—	必要	—	—

※譲渡証明書は旧所有者の押印がしてあるもの

車種	申請・問い合わせ
125ccを超える2輪車	関東運輸局 埼玉運輸支局 ☎050-5540-2026
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎050-3816-3110

## 軽自動車税の税率

軽3輪・軽4輪車は最初の車検登録から13年を超えると税率が上がりますのでご注意ください(電気自動車などを除く)。例:車検証上の「初度検査年月」が平成17年4月～平成18年3月の車両は、平成31年度分から重課の対象になります。

### 原付・2輪・小型特殊自動車

種別	新税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

### 軽3輪・軽4輪(登録年により税率が異なる車両)

種別	車両の初度検査年月	平成27年3月以前(旧税率)	平成27年4月以降(新税率※)	初度検査から13年を超えたもの(重課)		
		軽自動車	3輪		3,100円	3,900円
軽自動車	4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

※環境負荷が小さな車両は、新規登録の翌年度分に限り税率が軽減されます。初度検査年月は車検証を確認してください。

軽自動車税に関する問い合わせ…市民税課 諸税係 ☎048-259-7633 FAX048-259-4541